

# Yokohama Amateur Microwave Association

## YAMA会入会申込書

[ JARL 登録クラブ 11-4-53 ]

平成 年 月 日

フリガナ ○ 氏 名 :
○ 住 所 :
○ 電話番号 :
○ コールサイン :
○ 生年月日 :
無線従事者番号 : (注、無線免許状の番号ではありません。従事者免許証の番号です。) 年 月 日 交付
無線局免許状 有効期限 :平成 年 月 日迄
JARLの会員で : ある ・ ない
運用周波数帯 : 運用できる周波数に丸印を付けてください
HF帯 : 1.9 ・ 3.5 ・ 3.8 ・ 7 ・ 10 ・ 14 ・ 18 ・ 21 ・ 24 ・ 28 MHz VHF帯 : 50 ・ 144 MHz UHF帯 : 430 ・ 1200 ・ 2400 MHz SHF帯 : 5600 ・ 10.1 ・ 10.4 ・ 24 GHz EHF帯 : 47 ・ 75 ・ 142 ・ 248 GHz
○ e-mail アドレス :
○ YAMA会メーリングリストに登録 希望する ・ 希望しない

◎ e-mail アドレスは、もっている局だけに記入してください。

◎ YAMA会のホームページとメーリングリストを開設し稼働しております。

URL : <http://www.jarl.com/yama> Mailing List Address : yama@jarl.com

入会申込先 〒247-0014 神奈川県横浜市栄区公田町 740-4-506 住友 方 YAMA 会事務局

FAXの場合 045-892-9870

E-Mail: [jh1ugf@jarl.com](mailto:jh1ugf@jarl.com) または [jh1jsk@dream.com](mailto:jh1jsk@dream.com)

◎ 入会申込書に必要事項記入の上、お送りいただいた方にはYAMA会メンバーに登録いたします。  
氏名とコールサイン以外は、本人の承諾なしには公表いたしません。

# Yokohama Amateur Microwave Association

## 定 款

1999/3/1 現在

### 第 1 条 [名称]

本会は、Yokohama Amateur Microwave Association. といい。略して YAMA 会という。

### 第 2 条 [事務局の場所]

本会の事務局は、事務局長の住所 神奈川県横浜市栄区公田町 740-4-506 に置く。

### 第 3 条 [目的]

本会は営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の有効と親睦を増進し、併せて無線科学の向上、特にマイクロウェーブ技術の発展に貢献することにある。

### 第 4 条 [事業]

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) JARL 登録クラブ ( 11-4-53 ) とする。
- (2) アマチュア無線、特に UHF,SHF 以上についての技術開発、調査研究、試作実験を行う。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

### 第 5 条 [入会資格]

アマチュア無線局の操作できる、無線従事者の免許を有するもので会員の推薦を受けたもの。

(入会手続きは、従面の写しおよび別紙申込書を事務局へ提出のこと)

### 第 6 条 [会員の資格喪失]

会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 我が国の法律に違反し、懲罰を受けたとき
- (2) 電波法に違反し、罰則の適用を受けたとき
- (3) 本人の希望により退会するとき
- (4) 本人の死亡

### 第 7 条 [会員の権利]

- (1) 本会の接地するアマチュア無線局を電波法に則り運用すること
- (2) 本会の主催する行事に参加すること
- (3) 会員は、総会、その他部会において議決権を行使すること

### 第 8 条 [会費]

会費は、徴収いたしません。ただし、会内外からの寄付金は受け付けます。

### 第 9 条 [役員]

本会は、次の役員をおく。

### 第 10 条 [役員を選出および任期]

各役員は、会員の中から選出する。役員任期は、2 年とし、再任を防げない。

### 第 11 条 [各役員業務]

- (1) 会長は、本会を代表し、会の業務を掌握統括し執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の業務代行を行う
- (3) 事務局長は、本会の総務関係の事務手続き業務および金銭業務を一切行う。

### 第 12 条 [役員会]

役員会は、会長が招集し、本会の業務執行に必要な事項を討議し決定する。

### 第 13 条 [総会]

総会は、通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は、年 1 回会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、役員会または会員の 2 分の 1 以上から理由を付して要求のあったとき開催する。

#### 第 14 条 [議決の方法]

総会、役員会の議決は、出席者の過半数を持って行い、可否同数の時は、議長の決するところによる。

#### 第 15 条 [総会の議事]

総会に付議する事項は、次の通りである。

- (1) 事業計画、決算報告
- (2) 定款の変更
- (3) 重要財産の得喪、変更
- (4) 会の解散

#### 第 16 条 [会の資産]

本会の資産は、設立当初の保留会費、寄付金、その他収入とする。

#### 第 17 条 [会計年度]

本会の会計年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

#### 第 18 条 [届け出]

会長は次の事項に変更があった時は関係部署に届けを出す。

- (1) 定款および役員に変更があったとき
- (2) 本会の解散

#### 第 19 条 [本会の発足]

本会の発足は、1990 年 10 月 1 日からとする。

- \* 本定款は 1990 年 10 月 1 日に制定
- \* 1992 年 9 月 20 日一部改訂
- \* 1994 年 10 月 23 日一部改訂
- \* 1999 年 3 月 1 日改正